

## 令和4年度鶴ヶ島市文化財保護審議委員会事業計画（案）

期 日	件 名	会 場	備 考
8月2日 ～ 8月3日	<b>第67回文化財講習会</b> 内容 埼玉にゆかりある旗本	埼玉県立歴史と 民俗の博物館	
8月8日	<b>第1回審議委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長及び副委員長の選出について</li> <li>・ 令和4年度文化財保護審議委員会事業計画について</li> <li>・ 「若葉台遺跡及び羽折遺跡出土 奈良三彩」を市指定文化財にすることについて(教育委員会の諮問に対する答申について)</li> <li>・ 事務局からの報告</li> </ul>	市役所 101会議室	
(予定) 10月1日 ～ 11月30日	<b>文化財展</b> (仮) 謎解き周遊イベント 鶴ヶ島市の指定文化財	中央図書館他	
未定	<b>令和4年度文化財研修会</b> 内容 未定		

令和4年8月 日

鶴ヶ島市教育委員会 様

鶴ヶ島市文化財保護審議委員会  
委員長

「若葉台遺跡及び羽折遺跡出土 奈良三彩」を市指定の文化財にすることについて（答申）

令和3年6月25日付けで諮問のあった「「若葉台遺跡及び羽折遺跡出土 奈良三彩」を市指定の文化財にすることについて」については、別紙理由により市指定文化財とすることが適当と認められます。

## 【理 由】

本文化財は、若葉台遺跡及び羽折遺跡から出土した奈良三彩である。奈良三彩とは、奈良時代から平安時代前期の限られた期間に製作された鉛釉陶器<sup>えんゆう</sup>であり、緑釉・褐釉・透明（白）釉の三色で彩られる。その用途は祭事や仏事、葬送、供養、地鎮等に用いる祭祀具であるが、本来の用途を離れ、奢侈品<sup>しゃしひん</sup>や宝器的に扱われたものもあると考えられている。窯跡は比定されていないものの、中央政権が管理する畿内の官営工房で閉鎖的に生産され、各地に<sup>か し</sup>下賜されたものと推定されている。なお、伝世品が正倉院等に残されており、優品は国の重要文化財にも指定されている。

遺跡からの出土事例は畿内とその周辺地域が中心であり、その他北海道・沖縄を除く律令国家の支配域から広く出土しているものの、その出土点数はわずかである。古代東国においては、埼玉県が属する武蔵国<sup>むさしのくに</sup>では16遺跡から27点が出土しており、その他群馬県（上野国<sup>かみつけのくに</sup>）では28遺跡から128点、千葉県（上総国<sup>かずさのくに</sup>、下総国<sup>しもふさのくに</sup>、安房国<sup>あわのくに</sup>）では45遺跡から80点、長野県（信濃国<sup>しなののくに</sup>）では14遺跡から20点の出土が確認されている。埼玉県内では、本件を除いた出土数は9点であり、大変貴重な資料といえる。

鶴ヶ島市では、若葉台遺跡及び羽折遺跡の発掘調査により、小壺<sup>こつぼ</sup>3点、托<sup>たく</sup>1点の計4点の奈良三彩が出土している。奈良三彩は全国的に出土事例が限られており、出土状況などが不明瞭な資料も少なくないが、当市出土品については、全て出土地点が明確であることから、資料的価値は高い。

出土資料はいずれも小片であるが、肉眼観察等によって全て別個体とみられる。なお、自然科学分析の結果、若葉台遺跡から出土した資料 NO. 02、NO. 03 については釉の成分組成において近似値が示され、材料的に比較的近い資料であることが判明した。したがって、

当該2点は同時に製作されたものと推察され、一括して下賜された可能性が考慮される。一遺跡から複数点が出土する事例は、祭祀遺跡や寺院跡、各国の国分寺・国分尼寺等にほぼ限定され、官衙<sup>かんが</sup>でさえ単独出土が多い状況であることから、集落遺跡から複数点が出土したという事例は、学術的観点からも貴重である。

出土資料はいずれも部分的で完形品ではなく、釉の剥落もあることから残存状態がよいとは言い難いが、中央官庁との交流を直接的に示す奈良三彩が出土したという事実は、残存状態を問わず十分に価値あるものといえる。地域の歴史を解明するうえで有益かつ代えがたい資料と評することができることから、市の指定文化財として永く保護・保存していくことに疑念の余地はない。

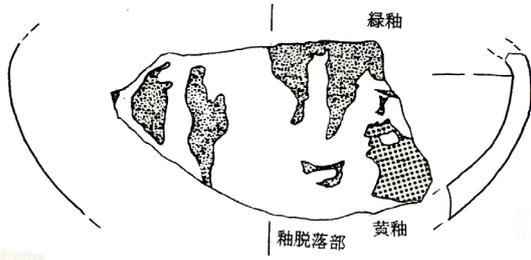
## 【資料】 若葉台遺跡及び羽折遺跡出土奈良三彩

NO.01	資料名 奈良三彩「小壺」 出土遺跡 若葉台遺跡 出土地点 B地点 出土遺構 6号竪穴建物跡 出土年 昭和52年(1977年) 員数 1点	種別 有形文化財(考古資料) 所在地 鶴ヶ島市大字脚折1562-1 (文化財整理室内) 所有者 鶴ヶ島市 製造年 8世紀前半頃 法量 2.7cm×5.0cm 特記事項 復元品あり
NO.02	資料名 奈良三彩「小壺」 出土遺跡 若葉台遺跡 出土地点 B地点 出土遺構 7号竪穴建物跡 出土年 昭和52年(1977年) 員数 1点	種別 有形文化財(考古資料) 所在地 鶴ヶ島市大字脚折1562-1 (文化財整理室内) 所有者 鶴ヶ島市 製造年 8世紀前半頃 法量 1.5cm×2.7cm 特記事項 復元品あり
NO.03	資料名 奈良三彩「小壺」 出土遺跡 若葉台遺跡 出土地点 B地点 出土遺構 25号掘立柱建物跡 出土年 昭和52年(1977年) 員数 1点	種別 有形文化財(考古資料) 所在地 鶴ヶ島市大字脚折1562-1 (文化財整理室内) 所有者 鶴ヶ島市 製造年 8世紀前半頃 法量 2.5cm×1.9cm 特記事項 復元品あり
NO.04	資料名 奈良三彩「托」 出土遺跡 羽折遺跡 出土地点 第一次調査地点 出土遺構 6号竪穴建物跡 出土年 平成10年(1998年) 員数 1点	種別 有形文化財(考古資料) 所在地 鶴ヶ島市大字脚折1562-1 (文化財整理室内) 所有者 鶴ヶ島市 製造年 8世紀前半頃 法量 底径5.2cm×器高2.9cm 特記事項 復元品あり



市内出土の奈良三彩(復元品)

NO.01



S=1/1 (原寸)



NO. 01



NO. 01

(拡大写真)

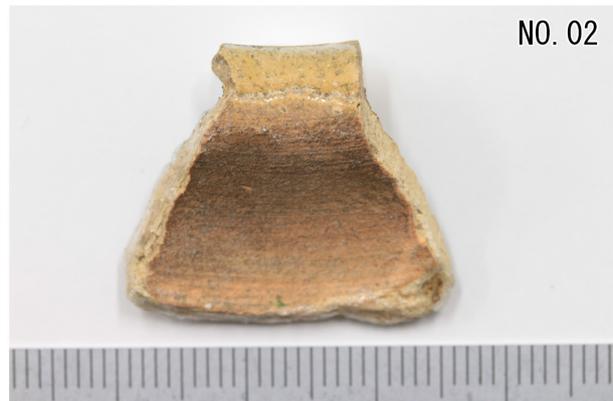
NO.02



S=1/1 (原寸)



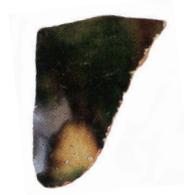
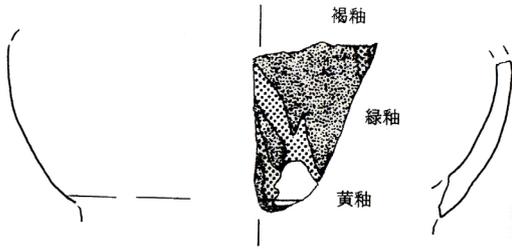
NO. 02



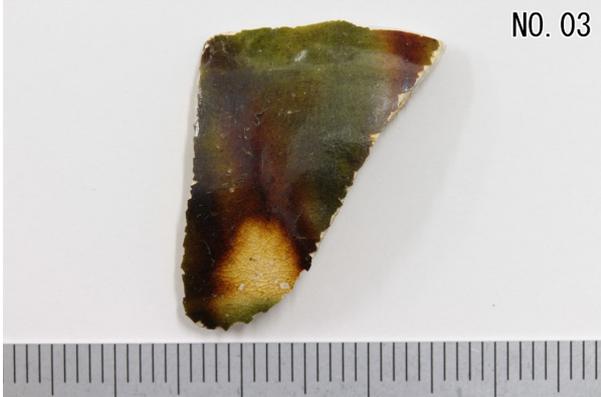
NO. 02

(拡大写真)

NO.03

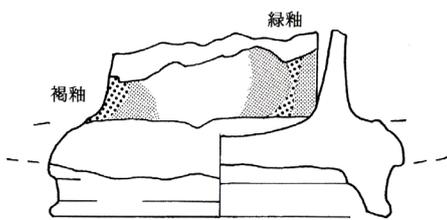


S=1/1 (原寸)



(拡大写真)

NO.04



S=1/1 (原寸)



(拡大写真)

## 市指定天然記念物「慈眼寺の黒這松」樹勢関係について

## 1 慈眼寺の黒這松について

名 称	市指定天然記念物 三ツ木慈眼寺黒這松
指定年月日	昭和57年3月15日
所 有 者	三ツ木 慈眼寺
概 要	樹齢約300年以上といわれ、地を這うような黒松。 形としては、市内において他に比すべきものがない。 樹高 2.4m 目通り(幹周り) 1.0m 這い枝 約5.0m

## 2 今までの経過について

平成23年度から24年度にかけて、葉が黄色く変色する「葉ふるい病」が再発してしまったため、殺菌・殺虫剤散布、樹幹部の腐朽部削除、洗浄、殺菌処理、盛土除去、空気管敷設、支柱設置を内容とした樹勢回復業務を実施した。

平成25年度以降、樹木の維持管理業務のなかで松枯れに効果のある薬剤を噴霧してきた。樹木医からは根の周りの土や菌の調査と、土を入れ替える等の樹勢回復の提案があるが、経過観察中。

## 3 指定文化財補助金交付状況について

平成21年度	事業費	189,000円	補助金額	94,500円
平成23年度	事業費	483,000円	補助金額	241,500円
平成24年度	事業費	420,000円	補助金額	210,000円

## 4 現状について

平成26年末に一部葉枯れが発見され、樹木医から「ハダニ吸汁害」との診断があった。樹木管理業務の回数増加と、薬剤の内容を「ダニに効果の認められるもの」に変更し、平成27年度からは薬剤噴霧の回数を増やし対応した。

ただ、現在も葉枯れの症状は全体的に出しており、令和3年度から所有者の意向で過去に樹勢回復業務を担当した樹木医の事業所に、管理作業の実施先を変更した。薬剤散布についてもここ数年同じ薬剤を使用して薬剤に対する抗体ができている可能性もあり、薬品を変更して薬剤散布をすることとした。

## 県指定天然記念物「脚折のケヤキ」保護保全事業について

## 1 脚折のケヤキについて

名 称	県指定天然記念物 脚折のケヤキ
指定年月日	昭和7年3月31日
所 有 者	白鬚神社（脚折町6-10-20）
概 要	樹高 約17m ※指定された当初は、樹高約36m 幹回り 訳 7m 樹齡 推定900年余

## 2 天然記念物の現状について

「脚折のケヤキ」は、昭和47年に自らの重さに耐えきれず、大枝の折損に伴い幹も半壊状態となった。それ以来、たびたび樹勢回復等の保存事業を実施している。

その成果により、現在は順調に生育しているが、最後に保存事業を行ってから15年が経過し、生育とともに治療個所に樹脂の剥離が生じたり、樹幹上部の枝の生育により枝の折損の危険性が増してきている。

## 3 過去の主な保存事業等について

昭和48年度

- ・樹木保存工事（倒壊防止用支柱設置、腐食防止用シートの設置）

昭和60年度

- ・大枝2本選定及び切口銅板蓋設置

平成6年度～7年度

- ・樹勢回復業務（腐朽部除去、殺菌剤処理、剪定工、土壌改良、樹脂補填、支柱塗裝修繕、ワイヤーロープ張替え）

平成18年度

- ・樹勢回復業務（樹脂剥離部分の補修、強剪定工）
- ・周辺環境整備（周辺樹木の枝降ろし、雑木伐採・伐根、土壌改良）

## 4 令和3年度の保護保全事業について

- ・脚折のケヤキ 樹幹上部の強剪定（軽減伐採）※自費による  
期間 令和3年6月29日～令和3年8月28日
- ・脚折のケヤキ保護保全事業 ※補助事業  
内容 支柱の改修及び過去に治療した個所の再治療  
期間 令和3年12月17日～令和4年3月31日

## 5 今後の方針

今回の保護保全事業では、樹幹を覆っていたウレタン樹脂を剥がしたところ、樹幹上部より不定根が出ていることが確認され、この不定根を紙製の筒に入れ、地表面に誘導する治療を行った。

今後は、定期的に不定根の確認をしながら、ケヤキ自身の再生力により樹勢回復を目指すこととなる。

[1] 従来(2019年11月21日撮影)



01 南西(神社)側



02 道路(北東)側



03 ウレタン部との接合部

[2] 樹木医による診断時の状況(2021年5月18日撮影)



04 作業の様子



05 支柱受け部のズレ



06 接合部の剥がれ

[3] 強剪定の状況(2021年7月27日撮影)



07 作業の様子



08 作業の様子



09 強剪定後・南西(神社)側



10 強剪定後・北西側



11 強剪定後・北東(道路)側

[4] 令和3年度脚折のケヤキ保護保全事業（令和4年1月11日～3月31日）



12 ウレタン部の除去



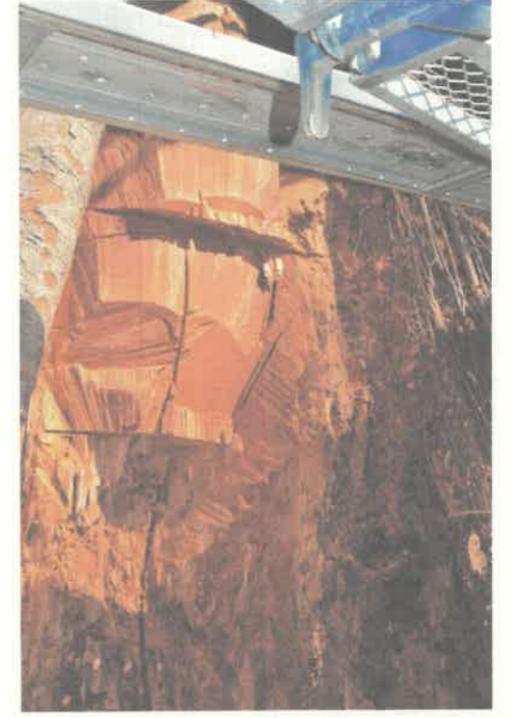
13 ウレタン部の除去



14 不定根の状況



15 腐食部の除去



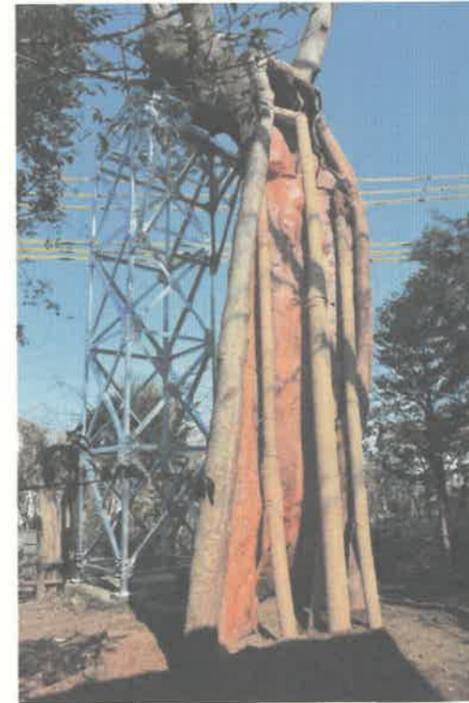
16 腐食部の除去



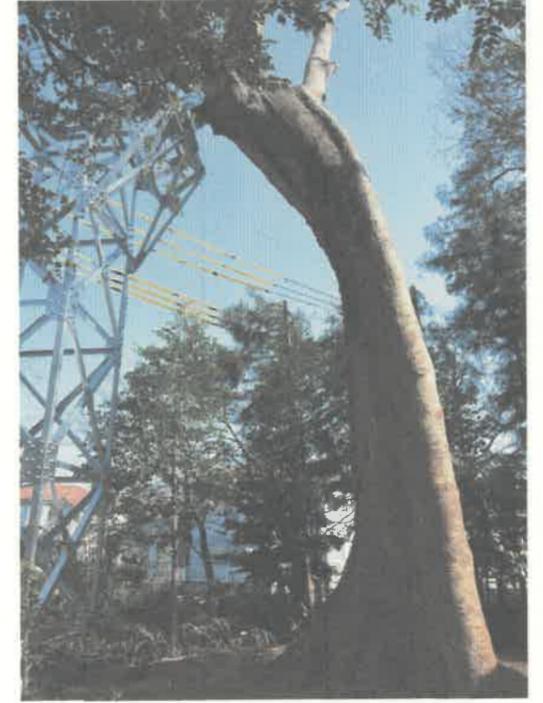
17 新しい支柱での固定



18 不定根の誘導



19 治療後全景・南側



20 治療後全景・南西側